

施策目標個票

(国土交通省22 -)

施策目標	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	船舶交通の安全と海上の治安を確保する施策目標は、おおむね達成できている状況である。しかしながら、海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者に係る指標については見直しを行い、「要救助海難に対する救助率を95%以上とする」との指標を用いることとし、引き続き、広く一般に対して安全意識の啓発を図るとともに、海難発生時の即応体制確保といったハード、ソフト両面からの施策を着実に実施することとしている。

業績指標	110 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数	初期値	実績値					評価	目標値
		H13から17年の平均	H18から22年の平均						H18から22年の平均
		15.6件	20.6件					B-3	22.0件
	年度ごとの目標値			-					
	111 海上及び海上からのテロ活動による被害発生件数	初期値	実績値					評価	目標値
		14年度	21年度	22年度					H21年度以降毎年度
		0件	0件	0件				A-2	0件
	年度ごとの目標値			-	-				
	112 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数	初期値	実績値					評価	目標
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		22年度までに
		276人	274人	225人	274人	282人	197人	A-3	220人
	年度ごとの目標値			-	-	-	-		
	113 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	初期値	実績値					評価	目標
14年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	毎年度		
0件		0件	0件	0件	1件	0件	A-2	0件	
年度ごとの目標値			-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	84,162	81,774	82,599	76,070	
		補正予算(b) (23年度は1次補正まで記載)	14,091	20,323	9,048	12,708	
		前年度繰越等(c)	4,336	5,896	3,909	0	
		合計(a+b+c)	102,590	107,992	95,555	88,777	
	執行額(百万円)	95,681	101,965				
	翌年度繰越額(百万円)	5,896	2,779				
	不用額(百万円)	1,013	3,248				

学識経験を有する者の知見の活用 国土交通省政策評価会を開催(平成23年7月7日)
【意見等】

担当部局名	海上保安庁	作成責任者名	総務部政務課 (課長 小川 晴基)	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	-------	--------	----------------------	----------	---------

業績指標 110

薬物・銃器密輸事犯の摘発件数

評価

B-3

目標値：22.0件（平成18～22年の平均）

実績値：20.6件（平成18～22年の平均）

初期値：15.6件（平成13～17年の平均）

(指標の定義)

当該年を含む過去5年間における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数（海上保安庁関与分）の平均値

(目標設定の考え方・根拠)

指標設定時において、過去10年間における最高値は平成11年の22.2件であり、初期値である平成17年の指標は15.6件である。平成18年の摘発件数は、過去の指標の最高値とほぼ同数の22件であったものの、近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発は今後も益々困難になるものと考えられる。しかしながら、この種の水際対策は、我が国の治安対策上、極めて重要であることを考慮し、当面の業務指標の目標値を過去最高値の指標とほぼ同数の22.0件とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

警察庁・財務省・厚生労働省・法務省等

(重要政策)**【施政方針】****【閣議決定】**

- ・「海洋基本計画」（平成20年3月18日閣議決定）
- ・「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）
- ・「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）

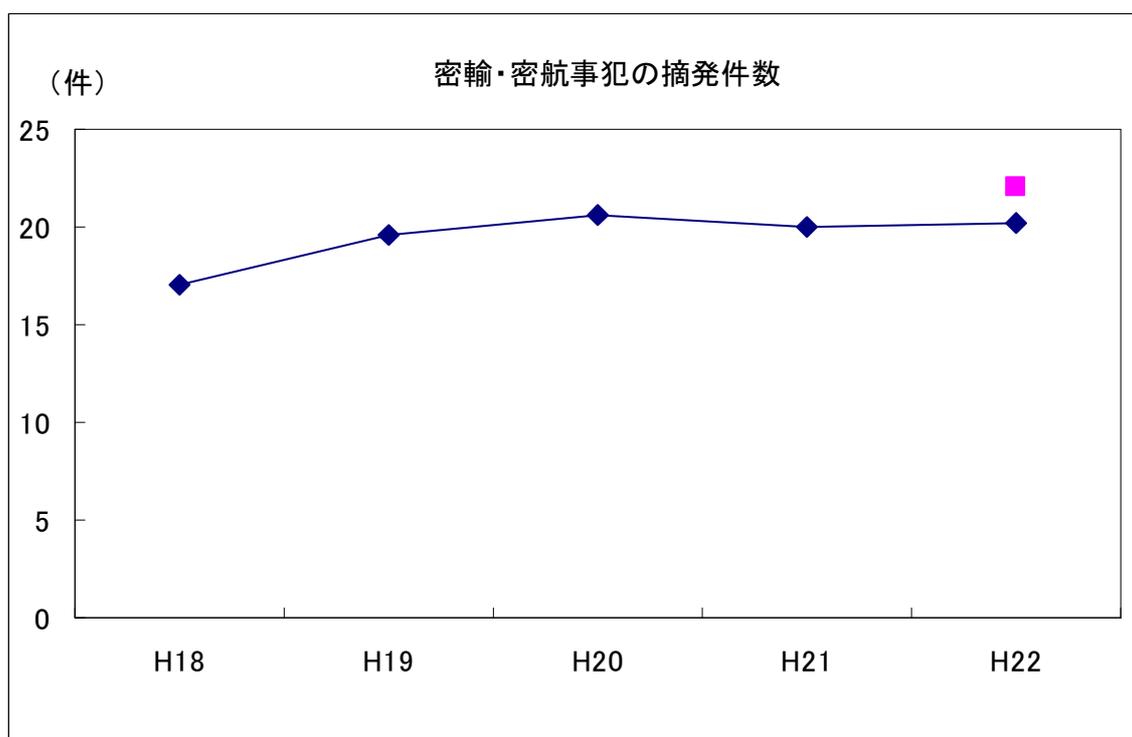
【その他】

- ・「国際組織犯罪等対策に係る今後の取り組み」（平成15年9月17日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部）
- ・「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進会議決定）
- ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

過去の実績値（指標・参考値）内は、単年の摘発件数

（暦年）

H18	H19	H20	H21	H22
17.0件 (22件)	19.6件 (31件)	20.6件 (22件)	20.0件 (16件)	20.6件 (12件)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①情報収集・分析体制の強化
管区本部等の情報収集・分析体制の強化を図る。
- ②内外の関係機関との連携強化
内外の関係機関と情報交換を実施するとともに、合同捜査を実施するなどし、連携の強化を図る。
- ③監視取締体制の強化
薬物・銃器密輸事犯に関連する国・地域からの船舶等に対する監視取締りを実施するとともに、巡視船艇、航空機等の装備の充実を図る。
予算額：船舶交通安全及び海上治安対策費の一部 100億円（平成22年度）
船舶建造費 245億円（平成22年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

最終年における実績値（過去5年（平成18年～平成22年）の平均値は20.6件となっており、当初設定した22.0件には達しなかったものの、初期値である15.6件からは大幅に増加した。

（事務事業の実施状況）

- ①情報収集・分析体制の強化
 - ・本庁及び各管区に設置された国際刑事課並びに国際組織犯罪対策基地等による情報収集・分析体制の強化及び機動的かつ広域的な捜査活動を実施した。
 - ・新たな警備情報システムの活用、高度化を図った。
 - ・船内の実態把握、基礎情報の更新及び新規情報収集のための巡回連絡や必要な研修等を実施した。
- ②内外の関係機関との連携強化
 - ・相互訪問、人員派遣等による海外関係機関との協力関係の強化による情報交換ネットワークの強化を図った。
 - ・警察、税関等国内関係取締機関との連携強化を図った。
 - ・各地方の特性に応じた合同訓練、合同立入検査、合同捜査、定期的情報交換の実施等連携の強化を推進した。
- ③監視取締体制の強化
 - ・薬物・銃器密輸事犯が発生するおそれの高い海域における巡視船艇・航空機を利用した厳重な監視・警戒を実施した。
 - ・各管区国際刑事課等における組織犯罪情報分析官業務を検証する等情報分析体制を強化した。
 - ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
 - ・巡視船艇・航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発が益々困難になっているなか、情報収集・分析体制の強化等により10年に及ぶ内偵捜査が結実し、覚せい剤密輸事犯の摘発に至った事案や、内外の関係機関との連携強化等により当庁として過去2番目の押収量となる約300kgに及ぶ覚せい剤密輸事犯の摘発に至った事案、監視取締体制の強化等により約120kgに及ぶ覚せい剤密輸事犯の摘発に至った事案などが相次いだうえ、初期値である15.6件から摘発件数が大幅に増加したことは一定の評価に値する。

しかしながら、最終年（平成22年）における実績値（過去5年（平成18年～平成22年）の平均値は、20.6件となっており、当初設定した22.0件には達しなかったことから、指標の再考を行うべく総合的な評価として「B」とした。

なお、平成22年7月に閣議決定された薬物乱用防止戦略加速化プラン等をふまえ、現状の施策を引き続き強力で推進し、関係機関とも連携して薬物・銃器事犯の摘発に努めることとするとともに、次期チェックアップにおける新たな指標設定は行わないこととした。

平成23年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成23年度）

なし

（平成24年度）

なし

政策主務課等

政策主務課：警備救難部国際刑事課（課長 新田 慎二）
関係課：警備救難部管理課（課長 中島 敏）

業績指標 111

海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数

評 価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成22年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

(指標の定義)

海上及び海上からのテロ活動による被害発生を未然防止を図る。

(目標設定の考え方・根拠)

外国艦船の我が国への寄港、核物質の海上輸送、原子力発電所等の建設等に対する市民団体等による抗議行動は、依然として活発に行われており、海上保安庁では、これらに対する警備を実施するほか、国内外の要人に対する警護等を実施し、海上における公共の安全確保と秩序の維持を図る必要がある。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者

(重要政策)

【施政方針】

- ・第164回国会 施政方針演説（平成18年1月20日）

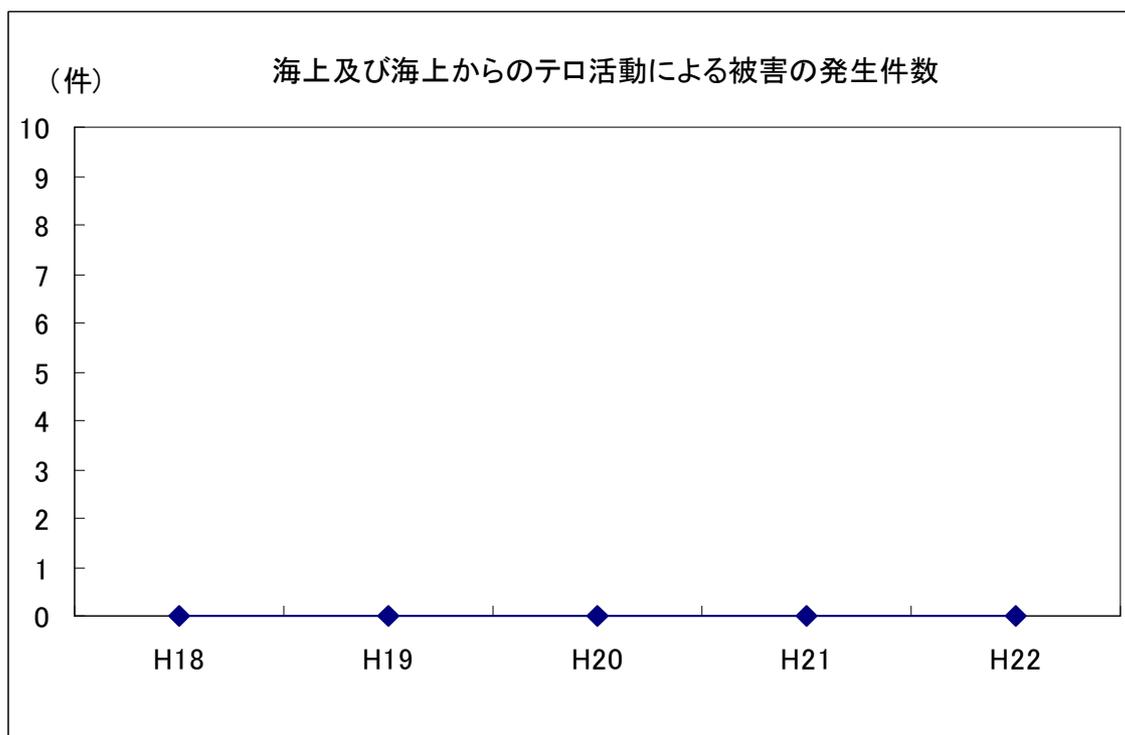
【閣議決定】

- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日 閣議決定）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日 閣議決定）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日 閣議決定）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日 閣議決定）

【その他】

- ・テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- ・犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日 犯罪対策閣僚会議決定）

過去の実績値 (指標) ・ 参考値) 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (年度)				
H18	H19	H20	H21	H22
0件	0件	0件	0件	0件



ができるようになった。本法の施行後(平成20年7月～平成22年12月)、同法第6条に基づき立入検査を実施した外国船舶の隻数は506隻、同法第7条に基づき領海等からの退去を命じた外国船舶の隻数は2隻であり、我が国の領海等において不審な航行を行っている外国船舶に対して法的根拠を持って適確に対処することができ、領海等の安全、ひいては我が国の安全の確保が図られたと評価できる。

領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行後の状況

	20年 (7月～ 12月)	21年	22年
立入検査	79	202	225
退去命令	1	0	1

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成18～22年度の業績指標の実績値は0件であった。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ、実施している巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法による入港規制、公安情報の収集分析、警乗、旅客ターミナル警戒等の施策が効果的に機能しているものと分析し、「A-2」と評価した。

当庁においては、海上及び海上からのテロの未然防止に万全を期してきているが、依然として全世界的にテロの脅威は存続しており、予断を許さない状況にある。

このため、「警戒対象施設等の警備」、「港湾危機管理体制の強化」、「国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制の厳正な実施」、「領海等における外国船舶の航行に関する法律に基づく領海警備の厳正な実施」、「国際的なテロ対策への積極的な参画」を海上及び海上からのテロ対策の主要業務とし、これらの業務を総合的かつ強力に推進していく。

平成23年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成23年度)

なし

(平成24年度以降)

なし

政策主務課等

政策主務課：警備救難部警備課 (課長 長嶋 貞暁)

関係課：警備救難部管理課 (課長 中島 敏)

業績指標 112
海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数

評 価	
A-3	目標値：220人（平成22年） 実績値：197人（平成22年） 初期値：276人（平成17年）

（指標の定義）
海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数の減少

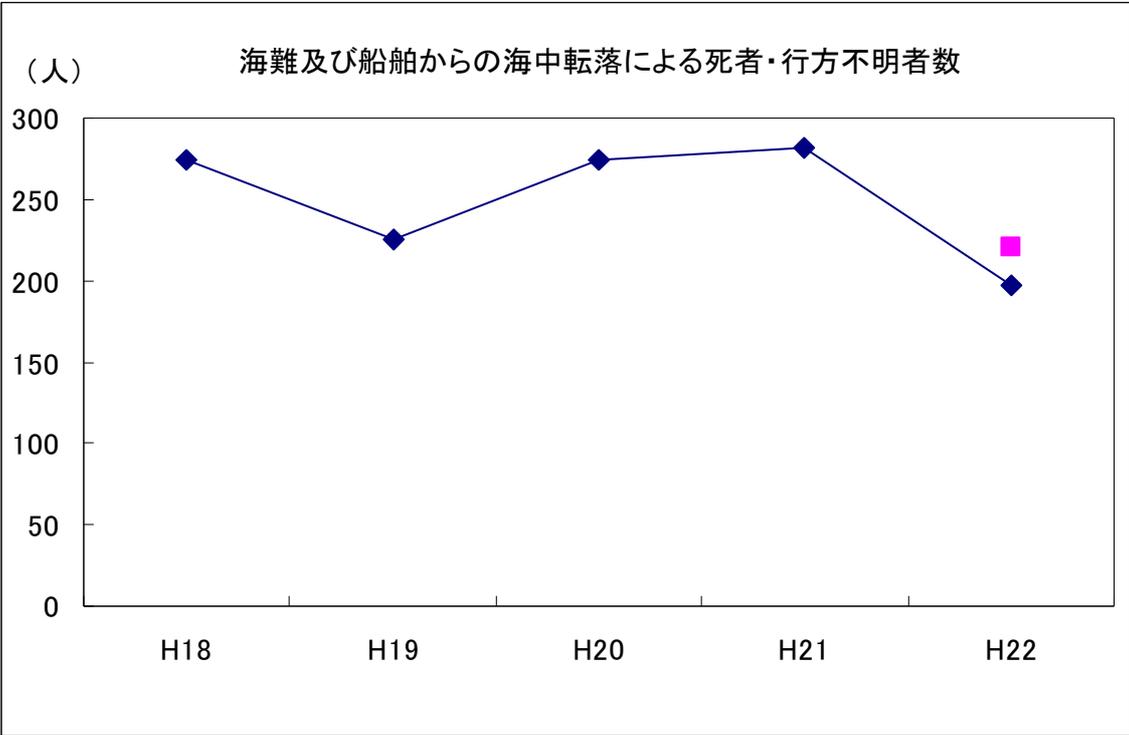
（目標設定の考え方・根拠）
過去のデータを用いて回帰分析を行なうと、従来からの施策が継続された場合、平成22年の死者・行方不明者数が281人と試算される。救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化によるレスポンスタイムの短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。

（外部要因）
小型船舶の隻数の増減、台風に伴う海難及び外国船の海難による死者・行方不明者数の増減

（他の関係主体）
国土交通省海事局、水産庁、警察庁、地方自治体等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【その他】
「第八次交通安全基本計画」（平成18年3月14日 中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値（ 指標 ）	参考値				（暦年）
H18	H19	H20	H21	H22	
274人	225人	274人	282人	197人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 海難情報等の早期入手
距岸20海里未満で発生した海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に情報入手する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すために以下の事業を実施。

- ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
- ・漁業関係者に対する指導

② ライフジャケットの着用率の向上

漁船及びプレジャーボート等に係るライフジャケットの着用率については、平成22年までに50%以上となることを目指すために以下の事業を実施。

- ・自己救命策確保（ライフジャケットの常時着用、連絡手段の確保、118番の周知・徹底等）の指導・啓発
- ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリーナ等の拡充及び地域拠点化の展開
- ・ライフジャケット着用義務違反に対する指導・取締

③ 救助・救急体制の充実

沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため、巡視艇の複数クルー制の拡充及び機動救難体制の強化等を図る。

予算額：船舶交通安全及び海上治安対策費の一部 100億円（平成22年度）

船舶建造費 245億円（平成22年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成22年の「海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数」は197人となり、当庁ほか関係機関による海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、目標の220人を達成することができた。
- ・197人の内訳を船種別にみると、全体の約7割の139人が漁船によるものであった。また、平成21年と比較すると85人減少しており、これは1年を通して一度に多数の死者・行方不明者を伴う船舶事故の減少も要因と考えられる。

(事務事業の実施状況)

① 海難情報等の早期入手のための事業

- ・「ライフジャケットの常時着用」、「携帯電話等連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。
- ・漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動を実施した。
- ・漁協・マリナー・釣具店等関係団体における自主的啓発活動を推進した。
- ・ボランティア団体との連携を図った。
- ・GMDSS機器(注1)の適正使用の指導・啓発を実施した。

これらの活動の結果、2時間以内の海難情報入手割合は79%であり、平成21年度と比べると6%増加した。

② ライフジャケット着用率向上のための事業

- ・海難情報の早期入手のための事業と同様、あらゆる手法により、自己救命策確保を推進した。
- ・ライフジャケット着用推進モデル漁協・マリナー等を指定した(平成22年指定9箇所、平成22年末現在、全国692箇所となっている)。
- ・さらに、都道府県漁協女性部連絡協議会等に対する漁業者のライフジャケット着用推進の働きかけを行い、平成22年12月31日現在、全国24の都道府県で2474人の女性ライフジャケット着用推進員が誕生し、漁業者自らがライフジャケット着用推進を積極的に実施した。(平成21年末より897人増加)
- ・プレジャーボート等の乗船者に対する着用義務違反に対する指導・取締りを実施した。
- ・1人乗り小型漁船のライフジャケット着用義務範囲拡大を踏まえた着用指導を実施した。

これらの活動の結果、船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率は、プレジャーボート等が74%と目標値に到達したが、漁船が31%、一般船舶が24%であり、目標値を下回っている。なお、漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は平成21年と比較して1%低下したが、一般船舶からの海中転落者のライフジャケット着用率は平成21年と比較して3%上昇した。

③ 救助・救急体制の充実

- ・ヘリコプターの高速度性等を利用した人命救助体制の充実強化を図るため、平成22年10月に新潟航空基地に機動救難士8名を増員し、函館、関西空港、美保、福岡、鹿児島、那覇の(海上保安)航空基地の7基地に計56人の機動救難士体制とした。
- ・速力・捜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行った。
- ・隣接国との合同捜索・救助訓練を実施した。
- ・社団法人日本水難救済会、財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会等民間海難救助組織との連携を図った。
- ・メディカルコントロール体制(注2)強化のため、海上保安庁メディカルコントロール協議会総会及び小委員会を開催し、救急救命士の現場における活動要領を作成した。
- ・巡視船艇、航空機の装備の充実及び「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

(注1)：海上における遭難および安全の世界的制度で、SOLAS条約に基づく人工衛星を利用した海上安全通信システム

(注2)：救急救命士が実施する救急救命業務の質を医学的観点から保障する体制

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年の死者・行方不明者は、平成21年より85人減少し197人となり、単年度で見ると目標を達成できた。

なお、本指標は第8次交通安全基本計画の指標となっていたが、第9次交通安全基本計画(平成23年度からの5ヶ年計画)策定の際、本指標の施策は見直しを行い、次期チェックアップからは『要救助海難に対する救助率を95%以上とする。』との指標を用いることとなった。このことから本指標については「A-3」と評価した。

- ・次期チェックアップにおける指標においても、関係機関との連携強化を図っていく。

平成23年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成23年度)

22年までの業績指標は、「要救助海難に対する救助率を95%以上とする」に見直しする。

(平成24年度以降)

なし

政策主務課等

政策主務課：警備救難部救難課 (課長 平田 友一)
関係課：警備救難部管理課 (課長 中島 敏)

業績指標 113

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数

評価

A-2	目標値：0件（毎年度） 実績値：0件（平成22年度） 初期値：0件（平成14年度）
-----	---

(指標の定義)

ふくそう海域（注）において、一般船舶（全長50m以上）が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数

（注）：ふくそう海域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港（海上交通安全法又は港則法の適用海域に限る。）

(目標設定の考え方・根拠)

ふくそう海域で発生した大規模海難の実績（平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらまとCARINA STAR号の事故）から、毎年度発生数0件を目標とする。

(外部要因)

- ・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化
- ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

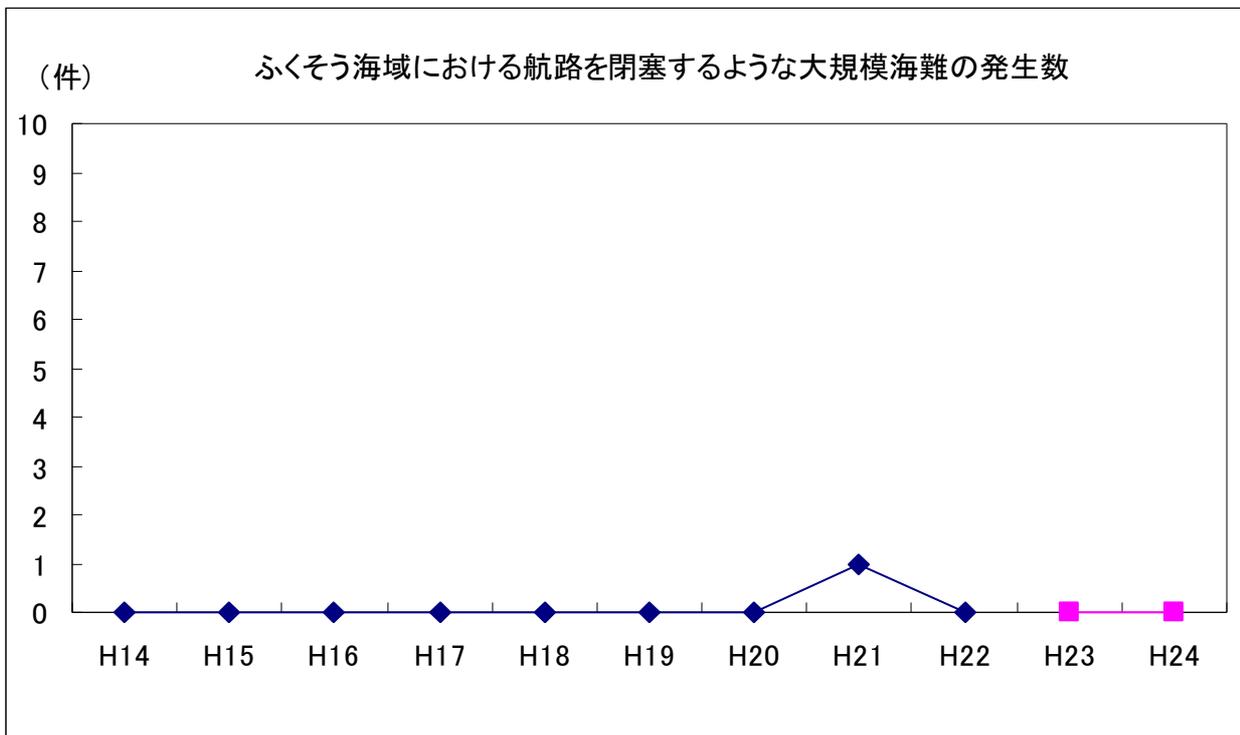
【閣議決定】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	指標	参考値					(年度)
H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ① 航路標識の高度化等の整備等 (◎)
予算額：航路標識整備事業費の一部 7.4億円(平成22年度)
 - ・A I S (船舶自動識別装置)を活用した航行支援システムの整備を行う。
 - ・新たな情報技術を活用した航行管制・情報提供システムの充実強化を行う。
 - ・沿岸域情報提供システム(M I C S)の的確な運用を行う。
 - ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施する。
 - ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施する。
 - ④ 安全対策の強化
 - ・「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」に基づき、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等を図るため、海上交通センターにおける航行管制・情報提供体制の拡充を図る。
 - ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全 (◎)
予算額：港湾整備事業費 288億円(平成22年度)
 - ・浅瀬等の存在により船舶航行に支障のある国際幹線航路について、所定の幅員及び水深を確保するための浚渫等を行い、ボトルネックを解消する。
 - ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行う。
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

航路標識等の整備による海上交通環境の向上、巡視船艇による航法指導、海上交通センター等による的確な航行管制及び情報提供を実施したことにより、平成22年度においては大規模海難を未然に防止し、目標を達成した。

(事務事業の実施状況)

- ① 航路標識の高度化等の整備等
 - ・平成22年7月から横浜及び千葉海上保安部において、10月から東京海上保安部においてA I Sを活用した航行支援システムの運用を開始した。
 - ・運用管制支援システムである訓練用運用卓の整備を東京湾、大阪湾、備讃瀬戸及び来島海峡海上交通センターにおいて実施し、港内管制システムの高度化整備を名古屋港海上交通センターにおいて実施した。
 - ・沿岸域情報提供システムを運用し、情報提供を的確に実施した。
- ② 海上交通法令の励行等
 - ・巡視船艇による航法指導等を実施した。
- ③ 海上交通センター等の的確な運用
 - ・海上交通センター等において的確な航行管制・情報提供を継続して実施した。
- ④ 安全対策の強化
 - ・「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」に基づき、海域特性に応じた新たな航法や船舶の危険防止のための措置等を図るため、東京湾、伊勢湾、大阪湾、来島海峡及び関門海峡海上交通センターに統括運用管制官並びに大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡海上交通センターに安全対策官を配置した。
- ⑤ 主要国際幹線航路の整備及び保全
 - ・平成22年度においては、関門航路において整備・保全が行われた。
- ⑥ 海難審判の実施
 - ・海難審判所及び地方海難審判所等において、海難審判を的確に実施し、海難を発生させた海技従事者に対する懲戒を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成22年度においては、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難は0件であり目標を達成できた。この結果は、施策が有効であったと評価できるものであり、現在の施策を継続することが適当であることから「A-2」と評価した。

我が国の経済活動を支える船舶の海難を未然に防ぎ、人命、財産、環境を保護し、国民が安心して生活できる環境を確保していくことは普遍的な社会ニーズである。

特に船舶交通が集中するふくそう海域においては、社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難が発生する蓋然性が高い。

したがって、通航船舶の実態や海難の発生状況を調査・分析し、その結果を踏まえながら各施策を計画的に推進していくとともに、海上交通法令の励行、海上交通センターの的確な運用を中心に当該施策を継続して実施し、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数0を目指す。

平成23年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成23年度)

なし

(平成24年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：海上保安庁交通部企画課	(課長 岩 崎 俊 一)
関係課：港湾局計画課	(課長 高 橋 浩 二)
海上保安庁交通部安全課	(課長 鈴 木 弘 二)
計画運用課	(課長 船 越 良 行)
整備課	(課長 高 橋 敏 男)
海難審判所総務課	(課長 宇田川 英寿)